

TaxFlash



タックスホリデーの新規則

2018年4月4日、インドネシア財務大臣は規則 No.35/PMK.010/2018(以下「PMK-35」)の公布を通じて、タックスホリデーの新たな方針を通達しました。当該規則の公布により、従来の財務大臣規則 No.159/PMK.010/2015(財務大臣規則 No.103/PMK.010/2016により改正済み)は廃止されました。

適用対象者の詳細

タックスホリデーは、以下に記載する要件を満たす新規の投資に適用されます。

1. 下記のセクターにおける先進産業:
 - a. 上流基金属
 - b. 石油及びガス精製
 - c. 石油、ガス又は石炭由来の石油化学製品
 - d. 無機基礎化学品
 - e. 農産品、プランテーション産品又は林業産品由来の有機基礎化学品
 - f. 医薬品原材料
 - g. コンピュータ製造業に統合されたセミコンダクタ及びコンピュータのその他主要部品
 - h. スマートフォン製造業に統合された通信機器の主要部品
 - i. 放射線治療、電気医療又は電気療法製造業に統合された健康器具の主要部品
 - j. 機械製造業に統合された産業機械の主要部品
 - k. 自動車製造業に統合された機械の主要部品

- l. 製造業に統合されたロボティクス(ロボット工学)主要部品
- m. 船舶製造業に統合された船舶の主要部品
- n. 航空機製造業に統合された航空機の主要部品
- o. 列車製造業に統合された列車の主要部品
- p. 発電所用機械、又は
- q. 経済インフラストラクチャー

官民協カスキーム (*Kerjasama Pemerintah dengan Badan Usaha/KPBU*) 下における経済インフラに対してもタックスホリデーが適用されるようになったことは注目すべきでしょう。インドネシア政府は、上記に記載されていない先進産業について、申請者が必要要件を満たす場合は、広く一般から意見を募ることを表明しています。

各先進産業の事業範囲の詳細は、投資調整庁 (*Badan Koordinasi Penanaman Modal/BKPM*) 規則にて規定される予定です。

2. 新規の資本投資計画

新たに法律で規制された新規の資本投資の最低要件は、5000億ルピアに減額されています。PMK-35では、この新規投資を新たな納税者(即ち、法人)の形態で行うことを要求しておらず、投資コミットメントを銀行預金の形態とすることも要求していません。

3. 負債資本比率

納税者は、財務大臣規則 No.169/PMK.010/2015で規定される所得税に関連して、負債資本比率の要件を満たす必要があります。

4. 過去に申請を行い、財務大臣によりその申請を認可又は却下されたことがある納税者以外の納税者が今回のタックスホリデーを利用することができます。

5. 納税者はインドネシア国内で設立された法人であることが申請の要件となります(設立日に対する具体的要件はない)。

その他の要件:

- タックス・クリアランス – 申請者の国内株主は、国税総局長官が発行するタックス・クリアランス・レターを入手しなければなりません。

優遇措置

新旧規則下における利用可能な税務上の優遇措置を以下にまとめました。

規則	旧	新																		
法人税 (CIT) 軽減税率	10 – 100%	100% (単一レート)																		
優遇期間	<ul style="list-style-type: none"> 5 – 15年間又は 20年間を上限として延長可能 財務大臣の裁量に依拠する 	5 – 20年間(投資額による) <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>投資額 (ルピア)</th> <th>期間 (年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5000億以上 1兆未満</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1兆以上 5兆未満</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>5兆以上 15兆未満</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>15兆以上 30兆未満</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>30兆以上</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	No.	投資額 (ルピア)	期間 (年)	1	5000億以上 1兆未満	5	2	1兆以上 5兆未満	7	3	5兆以上 15兆未満	10	4	15兆以上 30兆未満	15	5	30兆以上	20
No.	投資額 (ルピア)	期間 (年)																		
1	5000億以上 1兆未満	5																		
2	1兆以上 5兆未満	7																		
3	5兆以上 15兆未満	10																		
4	15兆以上 30兆未満	15																		
5	30兆以上	20																		
経過措置	該当なし	以降の2年間における50%の CIT 軽減																		

申請手続の変更

タックスホリデーの申請は、商業生産の開始前に、新規資本投資の申請書又は投資承認書(当該承認書の発行から遅くとも1年以内に)とともにBKPMに提出しなければなりません。申請はBKPMで審査され、その後、財務大臣により審査されます。

財務大臣は、BKPMから必要資料が全て揃った申請を受理してから、5営業日以内にその審査の結果を通知します。

承認後の規則

タックスホリデーの期間は、現場監査の結果、投資成果が当初の投資計画の予定を下回ることが明確になった場合、調整の対象となります。

納税者へのタックスホリデーの承認は、以下の状況に該当する場合、取り消されることがあります：

- 商業生産開始時の投資計画の実現価額が5000億ルピア未満である場合
- 現場監査の結果、実際の投資内容と当初の投資計画との間に矛盾があると認められた場合
- 中古資本財の輸入又は購入する場合(ただし、他国からの新規投資の一環としての完全な移転であり、当該財がインドネシア現地で生産されておらず、及び/又は政府の指示で国家戦略プロジェクトの実施に係る場合を除く)
- 当初の投資計画と一致しない主たる事業を行う場合
- 優遇期間中における資産の譲渡又は所有権の変更する場合(ただし、新規資産がより高い生産性を有し、投資価値を減少させない場合を除く)、及び/又は
- 他国へ投資を移転する場合

上記のいずれかの状況に該当する場合、タックスホリデーの利用に係る税額の軽減分は、罰金とともに納付しなければなりません。

特に、投資実現価額が5000億ルピアに満たないために承認を取り消された納税者について、当該実現価額が当初の投資計画に合致するものであれば、依然として税額控除優遇措置を享受することができます。

経過規定

PMK-35では、以下の経過規定を設けています：

1. 従来の財務大臣規則下で既に優遇措置を享受している納税者は、その優遇期間の終了日までこれを依然として享受することができる。
2. 従来の財務大臣規則に基づき作成されたBKPMから財務大臣への審査依頼のうち、2015年8月16日より後に提出されたが、その結果が公表されていないものについては、PMK-35の規定に基づき処理される。

申請期間

BKPM長官は、PMK-35発効日から5年の期間(即ち、2023年4月3日まで)に限り、優遇措置の審査依頼を財務大臣に送付します。

既に税額控除優遇措置を享受している納税者は、今回のタックスホリデーを享受することはできず、その反対も同様に認められません。

タックスホリデーの適用申請が承認された納税者は、その優遇期間の終了を待ってから、税額控除優遇措置を享受することができます。

Your PwC Indonesia contacts:

Abdullah Azis
abdullah.azis@id.pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@id.pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@id.pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@id.pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@id.pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@id.pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@id.pwc.com

Dany Karim
dany.karim@id.pwc.com

Deny Unardi
deny.unardi@id.pwc.com

Engeline Siagian
engeline.siagian@id.pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@id.pwc.com

Hanna Nggelan
hanna.nggelan@id.pwc.com

Hasan Chandra
hasan.chandra@id.pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@id.pwc.com

Hisni Jesica
hisni.jesica@id.pwc.com

Hyang Augustiana
hyang.augustiana@id.pwc.com

Laksmi Djuwita
laksmi.djuwita@id.pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@id.pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@id.pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@id.pwc.com

Mohamad Hendriana
mohamad.hendriana@id.pwc.com

Otto Sumaryoto
otto.sumaryoto@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@id.pwc.com

Raemon Utama
raemon.utama@id.pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@id.pwc.com

Ryosuke R Seto
ryosuke.r.seto@id.pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@id.pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie@id.pwc.com

Sujadi Lee
sujadi.lee@id.pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@id.pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@id.pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@id.pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@id.pwc.com

Turino Suyatman
turino.suyatman@id.pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@id.pwc.com

Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

www.pwc.com/id



[PwC Indonesia](#)



[@PwC Indonesia](#)

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to contact.us@id.pwc.com

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2018 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.